

## 4 いじめの発見チェックリスト

### 登校時から

<input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。	<input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。表情が乏しい。
<input type="checkbox"/> いつも一人で登下校したり、友達と登下校したりしていても表情が暗い。	<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。
<input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。	<input type="checkbox"/> 眠気が強く、いつも眠そうにしている。

### 授業・学級活動等の時間

<input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。	<input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
<input type="checkbox"/> 体調の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。	<input type="checkbox"/> 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。忘れ物が急に多くなる。
<input type="checkbox"/> 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。	<input type="checkbox"/> 教職員が褒めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。
<input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。	<input type="checkbox"/> 何人かの視線が特定の児童・生徒に集中したり、目配せなどのやりとりがあたりする。
<input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。	<input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがりたりする。
<input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが届いていない。	<input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒の作品が傷つけられていたり、投げつけられていたりする。
<input type="checkbox"/> グループ活動の際、一人だけ外れている。	<input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒が指名されると、ニヤニヤする者や持ち物に触れることを嫌がる者がいる。

### 休み時間

<input type="checkbox"/> 仲のよかったグループから外され、教室や図書室等で一人ポツンとしている。	<input type="checkbox"/> 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
<input type="checkbox"/> 一人で廊下や職員室付近をうろろうしたり、用がないのに職員室で過ごしたりすることが多い。	<input type="checkbox"/> 遊びの中でいつも嫌な役をやらされている。(道具の後始末、他)
<input type="checkbox"/> 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。	<input type="checkbox"/> 周りの友達に必要以上の気遣いをしている。
<input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。	<input type="checkbox"/> 特定の児童・生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
<input type="checkbox"/> 友達と過ごしているが表情は暗く、オドオドした様子がみられる。	<input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、他学年の子とばかり遊んだりしている。

### 下校時

<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。	<input type="checkbox"/> いつも友達のを荷物を持たされている。
<input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。	<input type="checkbox"/> 異なる通学経路から登下校する。

### その他

<input type="checkbox"/> 給食時、机が微妙に離されている。	<input type="checkbox"/> 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
<input type="checkbox"/> 給食のメニューによって、配膳の量や極端に多くされたり少なくされたりする。	<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
<input type="checkbox"/> 清掃時、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。	<input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現や投げやりな記述が見られる。
<input type="checkbox"/> 清掃時、他の児童・生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。	<input type="checkbox"/> 靴や傘等が紛失する。
<input type="checkbox"/> 清掃時、特定の児童・生徒の椅子や机が運ばれなかったり、放置されたりする。	<input type="checkbox"/> 児童・生徒同士でChromebook内のファイルを頻繁に共同編集している。
<input type="checkbox"/> 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言いつたりする。	<input type="checkbox"/> ささいなことで急に泣き出したり、教員にまわりついたりすることがある。

【参考資料】 ① いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号) ② いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定 平成29年3月14日)  
③ いじめ総合対策【第3次】上巻・下巻(東京都教育委員会 令和7年6月)



# 「いじめ見逃し0」をめざす

令和8年4月発行  
江東区教育委員会事務局  
指導室

## 【いじめの定義】

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍する等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## 1 いじめを未然防止するために

### (1)いじめを許さない学校・学級づくり

#### ①いじめ問題には未然防止の視点で対応する

「いじめが発生してから対応する(事故対応)」のではなく、「いじめを生まない、許さない学校・学級風土をつくる(未然防止)」ことが必要である。すべての児童・生徒に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させなければならない。

#### ②信頼関係の中にこそ、いじめ解決の糸口がある

日頃から、児童・生徒とのコミュニケーションを密にし、児童・生徒が教員等に何でも話せる、相談できる信頼関係を構築するとともに、「いじめを受けていることを

大人に伝えることは正しい行為である」ことを、児童・生徒に認識させる。

#### ③教育活動を通して児童・生徒の豊かな人間性の醸成を図る

教育活動をととして、児童・生徒に対して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや生きることの素晴らしさなどについて、心からその価値を感じるように適切に指導する。

#### ④児童・生徒の主体的な取組により、いじめを許さない風土をつくる

児童・生徒が自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童・生徒が主体となった活動の活性化を図る。

### (2)いじめを未然防止するための手だて

#### ①学級活動の充実

- (ア) 教師は児童・生徒に対し、共感し受け入れる態度を示すことにより、児童・生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合うことのできる学級づくりを進める。
- (イ) 正しい言葉遣いができる学級集団を育てる。  
※人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導する。
- (ウ) 年度当初に児童・生徒が主体となって学級でルールや規範を定め、児童・生徒がこれらのルールや規範を守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、これらのルールや規範を守れない児童・生徒には、毅然とした粘り強い指導の徹底を図ることも重要である。
- (エ) 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見直し、先の見直しをもって進める。

#### ②授業中における児童・生徒指導の充実

- (ア) 「自己決定」「自己存在感」「共感的な人間関係」のある授業づくりを進める。
- (イ) 「楽しい授業」「分かる授業」を通して児童・生徒たちの学びを保障する。
- (ウ) 発言や集団への関わりに消極的な児童・生徒に対

して、教師が適切に支援し、達成感や連帯感、自己肯定感もてるよう配慮する。

(イ) 自らの授業づくりの在り方を定期的に見直し、先の見直しをもって進める。

#### ③特別の教科 道徳などの授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に関わりのある教材を取り入れた指導計画に基づいて、いじめを許さない心情を育てる授業を工夫する。年3回以上いじめに関する授業を行う。

#### ④その他

- (ア) 6月・11月・2月に実施する「ふれあい(いじめ防止強化)月間」等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組の推進を図る。
- (イ) SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やインターネット等を通じて、意図的または無自覚にいじめの加害者や被害者になるケースがある。道徳、学級活動等の中で関連性をもたせながら、情報モラル教育に取り組む。

## 2 いじめを早期発見するために

### (1) Action24 ～その日のうちに行動!～(児童・生徒のサインを見逃さない)

いじめは発見しにくいもの、発見されにくいものであると認識し、日頃から児童・生徒を注意深く観察する「平時からの備え」が必要です。また、日常の行動や生活の様子から、ちょっとした変化を見逃さないように努め、気になることがあれば『その日のうちに』を心がけ、素早く相談・報告する等「Action24」の行動が重要となります。



(江東区HPより)

江東区のすべての子どもたちが、「みんな、かがやく!」のために子どもたちのSOSに、少しでも早く気づき、少しでも早く対応する、「Action24」を宣言します!

先生方へ  
子どもたちのサインを見逃さないでください。そして、一人で抱えずに、すぐに対応してください。

その日のうちに、少しでも早く、動く、つなぐ。

### (2) いじめの早期発見のポイント

#### ① 児童・生徒のきめ細かな観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。

#### ② 複数の教職員による観察

- (ア) 多くの教員が様々な教育活動を通して児童・生徒と関わることにより、発見の機会を多くする。(教科担当<専科担当>教員、部活動顧問の教員等)
- (イ) 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。
- (ウ) 教員がいない場所ほどいじめが起りやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことも、発見を容易にする。

#### ③ いじめアンケート調査の活用

- (ア) いじめアンケート等の調査を学校全体で計画的に取り組む。※実施年度末から、5年間保存する。
- (イ) アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。

#### ④ 教育相談を通じた把握

- (ア) 定期的な生活面談や進路面談を実施するとともに、児童・生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
- (イ) 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

#### ⑤ 保護者や地域からの情報

学級内での人間関係のトラブルが滞在化し、いじめに発展しているケースがある。学級内での発見が難しい場合もあるため、保護者や地域から情報を得られるよう常に風通しのよい関係を心掛ける。

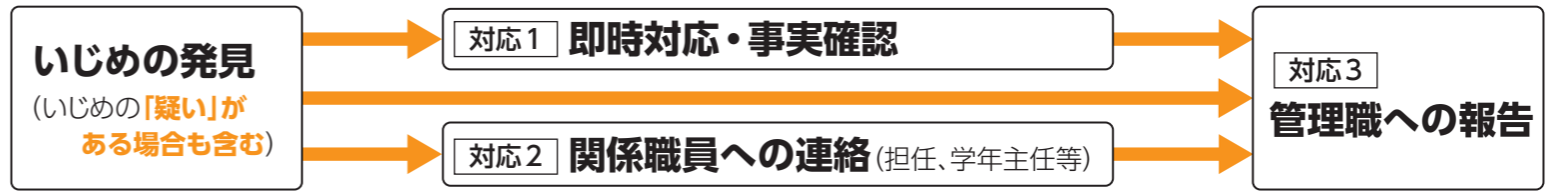
#### ⑥ いじめが疑われるときの対応

- (ア) 注意深く見守り、速やかに他の教員に相談し、一人で抱え込まず、複数の目で判断する。
- (イ) いつもと違う状態や行動の背景、児童・生徒同士の関係など、全体像を正しくつかむ。
- (ウ) 指導を開始する時期を逸さない。速やかにいじめにかかわっている関係者から詳細な聞き取りを行う。
- (エ) 表面的な問題行動だけに目を奪われたりしないように、児童・生徒のサインを見逃さず、各方面からのいじめについての客観的な情報を得る。

## 3 いじめの発見から解決までの対応

### Step1

### いじめを察知したら、すぐに管理職(校長・副校長)に報告



### Step2

### 校長による「学校いじめ対策委員会」の開催

校長は、いじめの発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づいて設置した「学校いじめ対策委員会」を開催する。

#### 学校いじめ対策委員会

- ※いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校が設置した組織のこと(名称は学校ごとに異なる)。
- ※4月中旬に必ず1回開催し、学校いじめ防止基本方針を確認する。
- ※年3回は定期的に開催する。

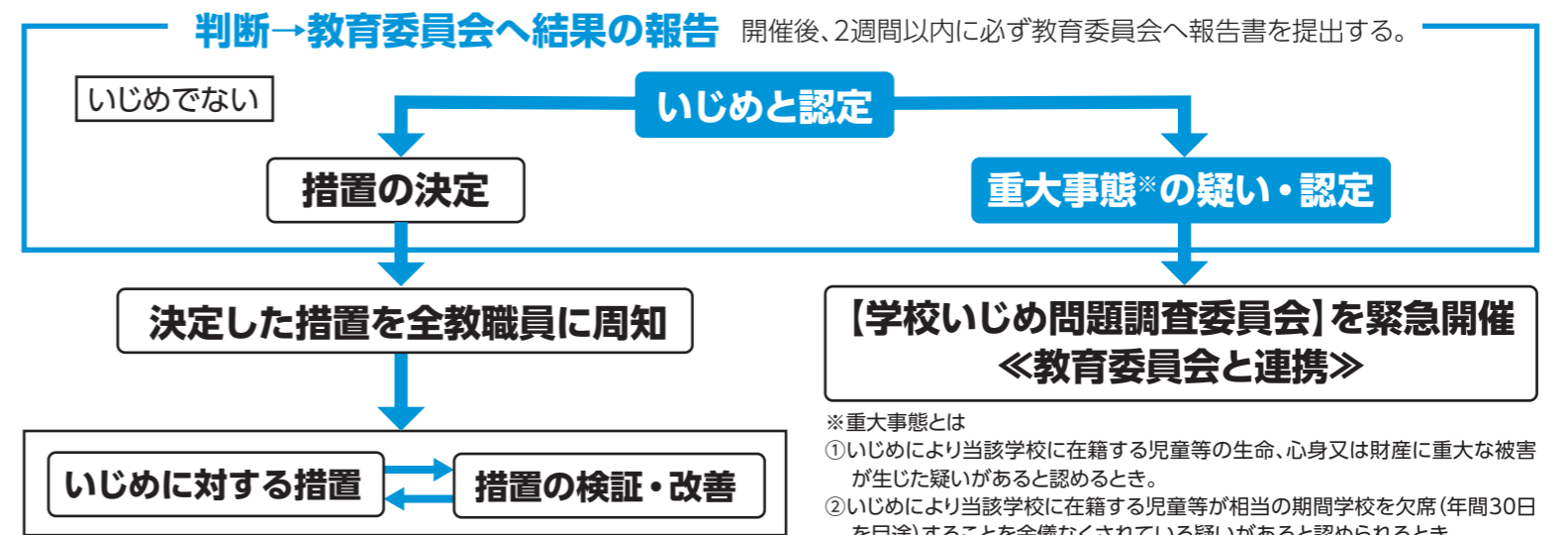
メンバー

#### 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭等

※迅速な報告と対応を第一に考え、例えば、報告を受けた校長が報告者である学級担任と関係する教員のみを集めて会を開くなど、臨機応変の対応が必要となることもあります。

### Step3

### 「学校いじめ対策委員会」で情報共有をしながらいじめの判断をし、組織的な対応を図る



※重大事態とは  
①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席(年間30日を目途)することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

### Step4

### いじめ解消の確認

「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話している」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したと判断してはならない。

#### 解消とは

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。 ※相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、以上に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。